

令和 6 年度監査報告書

公の施設の指定管理者監査

国分寺市立 c o c o b u n j i プラザ

令 和 6 年 12 月

国分寺市監査委員

令和6年度公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公の施設	国分寺市立c o c o b u n j i プラザ
指定管理者	株式会社京王設備サービス
所管部課	市民生活部文化振興課

第3 監査の範囲

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

第4 監査の実施期間

令和6年9月3日から令和6年12月23日まで

現地調査 令和6年10月9日

第5 監査の着眼点

1 所管部課関係

- （1）公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- （2）指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- （3）管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- （4）協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- （5）管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- （6）協定等に基づく業務及び企画提案時の提案内容等の履行確認は、事業報告書等によりなされているか。
- （7）指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- （8）指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。
その承認手続は適正に行われているか。

2 指定管理者関係

- （1）施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- （2）協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- （3）企画提案時の提案内容等は履行されているか。
- （4）公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- （5）公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正に行われているか。

- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 事業計画書、事業報告書等は適正に作成、提出されているか。
- (8) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (9) 利用促進のための努力はされているか。
- (10) 施設の管理運営は適切に行われているか。

第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課の指定管理に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査、現地調査を行い、所管部課職員及び関係者からの説明徴取、講評時の弁明並びに意見聴取により実施した。

第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 株式会社京王設備サービス

2 指定の意義

国分寺市立c o c o b u n j i プラザの管理に関して、国分寺市が株式会社京王設備サービスに指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便性を向上させ、市民の多彩な交流と活動の場を創出するとともに、まちの魅力を発信することで、健康で文化的な生活に寄与することにある。

3 業務の範囲

- (1) 施設及び附属設備の使用承認等及び使用料の納入等に関すること。
- (2) 前号の使用承認の変更及び取消しに関すること。
- (3) 施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- (4) 施設、附属設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の修繕等のうち軽微なものに関すること。
- (6) 施設の鍵管理、施設内の整理整頓等日常的な管理に関すること。
- (7) 市主催事業の企画立案及び実施に関すること。
- (8) 施設内カフェ・レストラン運營業務に関すること。
- (9) 施設の活性化につながる関係団体等との連携業務に関すること。
- (10) 施設の管理運営に関して、市長が必要と認めること。

4 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5 指定管理費

令和3年度	81,326,697円
令和4年度	79,577,697円
令和5年度	80,344,617円

6 決算額

年 度	収 入	支 出	収 支
令和5年度	80,799,761円	77,288,687円	3,511,074円

自主事業の収支状況

年 度	収 入	支 出	収 支
令和5年度	—	1,331,750円	▲1,331,750円

7 施設の概要

国分寺市立cocobunjiプラザ

所在地 国分寺市本町三丁目1番1号 (cocobunji WEST 5階)

面 積 延床面積 1,395.06㎡

(文化振興課及び市民サービスコーナーの面積129.21㎡を除く。)

構 造 鉄筋コンクリート造

第8 監査の結果

監査の着眼点に留意し国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下記述する。

1 所管課

① 職務代行者の指定について

国分寺市立cocobunjiプラザ指定管理業務仕様書に規定する職務代行者の指定について、書面による明確な届出がされていなかった。国分寺市立cocobunjiプラザの管理に関する協定書第57条において、「協定に関する市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない」ことが規定されているため、書面による適正な届出を徴取されたい。

2 指定管理者

① 職務代行者の指定について

国分寺市立cocobunjiプラザ指定管理業務仕様書に規定する職務代行者の指定について、書面による明確な届出がされていなかった。国分寺市立cocobunji

b u n j i プラザの管理に関する協定書第57条において、「協定に関する市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない」ことが規定されているため、書面による適正な届出をされたい。

第9 意見

指定管理者の応募時に提出された「指定管理に関する事業計画及び企画提案書」において提案された内容の一部について、事業報告書では実施状況が読み取りづらい状態であった。

指定管理者の応募時の提案内容は、指定管理者選定の際の評価に大きく影響を与える部分であることから、市においては、提案内容の実施状況について、適切に評価を実施できる状況にあること、また、指定管理者においては、その提案を着実に履行することが必要である。

提案内容の実施状況を事業報告書に明確に記載することを検討されたい。